

北海道防災対策基本条例（仮称）素案についての意見募集結果

平成21年1月29日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>防災・避難マップ等を作る場合、多様な色覚にも配慮したものであってほしいと思います。</p>	<p>多様な色覚への配慮は、情報を伝達する上でも重要と考えております。ご意見の趣旨を踏まえて取り組むよう努めるとともに、関係部署へも伝えて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>最初の条文から主語がない、しっかりと明記すべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正することとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>第4道民の責務（1）に「自ら防災対策を実施すること」とあるが表現が強すぎます。 国の基本法的には、「自ら防災対策を講じるよう努めること。」位が適切と考えます。</p>	<p>基本理念で謳っている自助の概念を明らかにするため、「自ら防災対策を実施すること」と規定しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第7道の責務（1）の本文に「総合調整」の文字が無いのが気になります。</p>	<p>総合調整については、災害対策基本法で規定されているほか、第1「目的」において「総合的かつ計画的に推進し」との規定を置いており、ご意見の趣旨については、反映されているものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第23表彰では「表彰するものとする」と言い切っているのに反し、第24では「財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と逃げ腰です。ここは条例上の重要さに鑑み「処置を講ずる」とすべきところと考えます。</p>	<p>本条例に規定した防災対策を推進する上で、道として財政上の措置を講ずる努力義務を求めるものがあります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>北海道の条例制定 我々にとって心強く思います。…… 道と市の関係が今後どのように連携して、我々と関わっていくのを見守りたいと思います。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>第16事業者との連携で「道は、協定の締結等により、…輸送等において事業者から協力が得られるよう…」とありますが、文中の事業者に協会も含める意味で事業者等に校正をして頂きたい。また、今後も北海道トラック協会との緊急輸送協定の締結に向け、ご尽力をお願いしたい。</p>	<p>協定は、防災対策上必要な機能などを持つ団体とも結んでおり、本項により協定の相手方を事業者に限定するものではありません。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>本道の地域特性に積雪及び寒冷に発生する災害対策などが重要になってきます。素案に対して賛同いたしますので、災害に強い地域づくりを構築してください。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承り、災害に強い地域づくりに努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>この度の条例制定にあたり、札幌市各区災害防止協力会の取扱い又は位置付けについてご検討いただきたい。</p>	<p>第2「定義」において、「自主防災組織等」に関する規定を置くこととします。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>第4道民の責務（1）の表現に「実践的な知識」の部分がないので、「日ごろから災害に対する知見を広めると共に、危機の意識を持ち、自ら防災対策を実施すること。」としてはどうか？</p>	<p>ご意見の趣旨については、第9「防災意識の普及」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第4道民の責務（3）自主防災組織等への積極的な参加は、自助の内の共助とのかかわりを述べているが、分かり易くするために、表現を工夫してはどうか？</p>	<p>道民に対し、共助を行う防災組織等への積極的な参加を求めているもので、道民の責務としての自主防災組織等の関わり合いの趣旨は伝わるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第8市町村との連携は、内容からすると「道と市町村との連携」の方が良いのではないかと？</p>	<p>ご意見のとおり、第8「市町村との連携」は、道と市町村との連携を規定したものです。短い言葉で表現する見出しの性格から、「道と」を省き、「市町村との連携」としてしております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第14基本方針に（4）として学校防災教育への推進を追加してはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第15「道民及び自主防災組織との連携」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第20防災基盤の整備に、道は、市町村と連携して、住宅の建築物の耐震化に取り組むを追加してはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第11「建築物の安全性の確保等」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第6事業者の責務（4）事業継続体制を全文削除</p>	<p>被災から復旧・復興するためには、事業者としての共助のほか、事業を継続することにより、物資やサービスの提供、雇用等を行うことが必要とと考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>第16事業者との連携について「道は、事業者との協定の締結により…及び輸送等において協力が得られるよう」と修正してはどうか。</p>	<p>第16「事業者との連携」は、「事業者から協力が得られる」ことに重点があり、「事業者との協定の締結」はその手段の一つであることから、「事業者から協力が得られる」としてしております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第17連携による災害時要援護者への支援（2）について「…に必要な情報をあらかじめ提供し、…」に修正してはどうか。</p>	<p>個人情報保護制度との整合性を図るため、災害時要援護者の意志に基づいて情報提供されることを考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第23表彰について、文末の「こと」を削除してはどうか。</p>	<p>ご意見については、条例案と同様の趣旨と考えます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>第24財政上の措置について、「財政上必要な措置を講ずる。」としてはどうか。</p>	<p>本条例に規定した防災対策を推進する上で、道として財政上の措置を講ずる努力義務を求めるものであります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>迅速な情報収集、提供及び共有は、災害時の迅速な対応を行う上で非常に重要であり、これが盛り込まれた本条例に賛成いたします。 なお、災害に強い情報伝達手段等、個別具体的に御検討いただければ幸いです。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承り、今後とも災害に強い情報収集及び伝達に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>「自主防災組織」「事業者」「防災関係機関」などといった防災活動の主体についての定義は、たとえば「事業者」と「防災関係機関」が重複するかなどを判断するうえでも重要であると考えます。</p>	<p>第2「定義」において規定します。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>「防災関係機関」の責務についての規定がありませんが、これは災害対策基本法および北海道地域防災計画の定めによるという考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>「本条例と災害対策基本法との関係」および「本条例の理念・方針の地域防災計画（道・市町村）への反映」について明文化する必要があるのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第1「目的」に「災害対策基本法等の法令と相まって」との規定を置き、明らかにしております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>道民、自主防災組織、事業者、道の責務を明確にした点については評価はできるが、実際にどのような対策を実施すべきかについては抽象的な表現が多いので、具体的な記述とすべきではないか。</p> <p>特に住宅、建築物の耐震化の推進については、具体的な記述をお願いしたい。</p>	<p>住宅の耐震化等については、第11「建築物の安全性の確保等」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案は言うなれば防災についての総論ですので、この後に出てくる各論に期待しております。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>災害に強いまちづくりを構築するための施策、協働による防災対策の構築等、北海道の特性に応じた条例となるよう要望します。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承り、今後とも災害に強いまちづくりに努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>道立学校の寄宿舎や給食にかかわり厨房設備のある学校における非常用食糧の備蓄とその予算化をしていただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道立学校における非常時対応のためのトイレ用排水設備の計画的整備をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>第16事業者との連携の条文について、「協定の締結等により・・・」という抽象的な表現でなく、「市町村と事業者は協定を交わすことにより、機動的に行動できる体制づくりに努める」と示したほうが良い。</p>	<p>第16「事業者との連携」は、道の基本的な施策としての事業者の連携について規定したものであり、市町村と事業者の協定については、地域の防災力を高めるために期待されているところであります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>避難場所のトイレ問題として、水洗便所は断水時、使え無い事が課題となっている現実があります。</p> <p>そこで、提案します。「水を使わない」を特長とするバイオトイレの併設置を実施してください。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>防災気象情報や土砂災害警戒情報の運用開始に伴って、警戒判定等を地図上で補足できる情報システムの構築など、体制の整備のみならず「情報基盤の整備」にも力を入れるよう推進施策の中に明記していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第19「情報の提供」に含まれているものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>素案の趣旨、概要は基本的に賛成します。</p> <p>条例制定後は、地域住民が主体的・自主的に防災対策を推進できるよう具体的施策を策定するよう要請いたします。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承り、地域住民が主体的・自主的に防災対策を推進できるよう努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>北海道町内会連合会や北海道社会福祉協議会及び北海道民生児童委員連盟との連携を重視していただきたい。</p>	<p>本条例の制定を支持する意見として承り、道民等との連携が進むよう努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道民（住民）が主体となる取り組みでないとうまく推進できないと思われる。したがって、公助が前面に出ず、自助・共助を基本とされたい。</p>	<p>第3「基本理念」において、防災対策の基本理念を規定しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>地域では自主的な防災活動を行なう担い手不足が深刻な状況となっている。また、災害時要援護者が避難等の支援を受けるため必要な情報の共有については、個人情報保護法令により、同意を得ることが難しく、台帳作成や情報提供も守秘義務が課題となっている。</p> <p>このことから、条例制定後、市町村の防災対策に関する施策の推進について積極的な支援を望みます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第17「連携による災害時要援護者への支援」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>平常時における防災マスター制度の活用、災害時における道内企業等の広域的な人的物的支援体制構築、自主防災組織、災害ボランティア組織の広域的な組織化、高齢者等災害時要援護者への支援対策など広域かつ横断的に推進すべきと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第15「道民及び自主防災組織との連携」、第16「事業者との連携」及び第17「連携による災害時要援護者への支援」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>急速に少子高齢化が進展する中、自主防災組織自体の高齢化が進み、高齢者が高齢者を共助する事態を間じかな問題と捉え、若年層に自主防災組織の理解と参画を重要な課題として、北海道の助言、協力を求めるものである。</p>	<p>第4「道民の責務」におきまして、自主防災組織に積極的に参加することを規定しています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>今回の基本条例には、一切、厳寒対策は含んでいません。この辺のことを基本条例に加えてみては。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第21「積雪及び寒冷対策の推進」に含まれていると考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>今回の基本条例には、一切、トイレ対策は含んでいません。この辺のことを基本条例に加えてみては。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ボランティアへの交通費の支給など、一定の有償ボランティアを考えるべきではないでしょうか。また、怪我等の保険関係も考慮すべきかと思えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>防災対策が遅れている市町村に対する指導・勧告や整備状況の情報公開（特徴のある対策手法などを行っている市町村）してはどうか。</p>	<p>法令に規定がある場合を除き、対等平等の関係にある市町村に対して、北海道が指導・勧告を行うことは適切でないと考えております。なお、防災対策に係る先進市町村の事例を情報提供するなど今後の施策の中で、地域の防災力の強化に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>私は、昨年に地域防災マスターの認定を頂き、研修や講習会に参加致しまして、講演や防災資料の情報提供を見聞し、大変に役立っております。道の事業として防災マスターの育成と拡充を継続して取り組んで下さい。</p>	<p>本条例に列挙した北海道の施策を支持するご意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>離島や海洋線に集落する住民は、診療科目の専門医師による診察を受ける機会が少ないため、病院船（中古船を改造）で各地域を年1回巡回して病气診断を行い、治療処方地域医師に指導する体制を推進して頂きたい。又、災害時には、被災地の港に停泊して病气や怪我人の治療と高齢者の避難宿泊船として活動できるよう整備されることを要望いたします。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>基本的に原案に賛成です。 地域における防災に対する考えが低調であるため苦慮しながら防災訓練を実施している。町内会単位で図上訓練を実施など必要と思われる。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>災害時に対する準備について、家庭（消火器、報知器、非常時フクロ等）での備えがない。町内で調査結果20%と低調であり普及に務めたい。</p>	<p>本条例の制定を支持するご意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>町内会として、備蓄など予算化して設備を進めているが基本的な準備にはほど遠いので、援助が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>第24財政上の措置について、より具体的かつ義務的にするため「道は、防災対策に関する施策を推進するため、別に定めるところにより必要な財政上の措置を講ずるものとする。」という条文に変更されるよう求めます。</p>	<p>本条例に規定した防災対策を推進する上で、道として財政上の措置を講ずる努力義務を求めるものがあります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>本条例の素案が11月27日付けで市町村に通知され、コメントのとりまとめが12月26日である。市町村が住民に周知する最大限の手法は、町広報誌の掲載であるが、この期間では広報誌の掲載が無理である。 この状況では、本条例が一部の道民の目にしか触れる機会がないまま制定され、道民と行政の意識が乖離する危険性がある。本条例を機能させるためには、道民に知ってもらうことが肝要であり、もっと啓発していかなければならないと思う。</p>	<p>広く条例の普及・周知に努めて参りたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
総務部防災消防課（防災調整グループ）
電話 011-231-4111
内線 22-565